

園芸大国とちぎスマートイノベーション研究会設置要領

(名称)

第1条 本会は、園芸大国とちぎスマートイノベーション研究会（以下「研究会」という。）と称する。

(目的)

第2条 栃木県の園芸生産現場において、生産者が抱える課題を起点に、企業と連携しながらスマート農業機器の開発・改良・実用化を促進し、関係者が一体となって機器の普及を加速させ、生産性の向上や省力化・低コスト化の実現を図ることを目的とする。

(活動)

第3条 研究会は、前条の目的を達成するため、次に掲げる事項の活動を行う。

- (1) 園芸分野のスマート農業に係る情報の収集・共有・発信
- (2) 園芸分野のスマート農業に係る関係者のマッチング支援
- (3) 園芸分野におけるスマート農業機器の開発・改良・実用化に向けたセミナーや現地検討会等の開催
- (4) その他、研究会の目的を達成するために必要な事項

(対象者)

第4条 研究会の対象者は、次に掲げる者とする。

- (1) スマート農業に取り組む又は関心のある園芸生産者
- (2) スマート農業機器の開発・改良・実用化に取り組んでおり、県内生産者のニーズを踏まえた製品改良等に関心がある企業
- (3) スマート農業を推進する団体、研究機関、行政機関等

(会員)

第5条 研究会の会員は、第2条の目的に賛同する園芸生産者及び企業とする。

(入退会)

第6条 研究会への入会及び退会は、次に掲げるとおりとする。

- (1) 研究会への入会を希望する園芸生産者及び企業は、所定の入会手続きにより事務局へ申し込む。
- (2) 会員が退会を希望する場合は、事務局へ申し出るものとする。また、会員であることが著しく不適当であると事務局が判断したときは退会させることができるものとする。

(事務局)

第7条 研究会に関する事務局は、栃木県農政部生産振興課に置く。

(秘密情報等の取扱い)

第8条 研究会で取扱う情報等は、次に掲げるとおりとする。

- (1) 研究会及び実証等を通じて取得したデータ及び成果の取扱いについては、原則として、実証等の実施前に関係者間で協議する。
- (2) 企業が研究会において提供する技術情報、ノウハウ等の非公開情報については、参加企業の意向を確認した上で取り扱う。

(その他)

第9条 この要領に定めるもののほか、研究会の運営に関して必要な事項は別に定める。

附 則

この要領は、令和8(2026)年9月24日から施行する。